

# ○福島県野生動植物の保護に関する条例

平成十六年三月二十六日  
福島県条例第二十三号

福島県野生動植物の保護に関する条例をここに公布する。

## 福島県野生動植物の保護に関する条例

### 目次

#### 第一章 総則(第一条—第七条)

#### 第二章 個体の取扱いに関する規制

##### 第一節 個体の所有者等の義務等(第八条・第九条)

##### 第二節 特定希少野生動植物の個体の捕獲及び譲受け等の禁止(第十条—第十四条)

#### 第三章 生息地等の保護に関する規制

##### 第一節 土地の所有者等の義務等(第十五条・第十六条)

##### 第二節 生息地等保護区(第十七条—第二十四条)

#### 第四章 保護管理事業(第二十五条—第二十八条)

#### 第五章 外来種等に関する施策(第二十九条・第三十条)

#### 第六章 推進体制の整備等(第三十一条—第三十五条)

#### 第七章 県の工事等における配慮等(第三十六条)

#### 第八章 雜則(第三十七条—第四十条)

#### 第九章 罰則(第四十一条—第四十五条)

#### 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、その野生動植物の取扱い及び生息地等の保護に関する規制等について必要な事項を定めることにより、生物の多様性が保持された豊かな自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義等)

第二条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかの事情にあるものをいう。

- 一 その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。
  - 二 その種の個体の数が著しく減少しつつあること。
  - 三 その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあること。
  - 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があること。
- 2 この条例において「特定希少野生動植物」とは、希少野生動植物であって、特に保護を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- 3 知事は、前項の規則の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ、福島県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

#### (県の責務)

- 第三条 県は、野生動植物が置かれている状況の把握に努めるとともに、希少野生動植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
- 2 県は、市町村が策定し、及び実施する希少野生動植物の保護に関する施策について、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (事業者の責務)

- 第四条 事業者は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

- 第五条 県民は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であることを認識し、希少野生動植物の保護に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (財産権の尊重等)

- 第六条 希少野生動植物の保護に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林漁業等の生産活動並びに県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

#### (希少野生動植物保護基本方針)

- 第七条 知事は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針(以下「希少野生動植物保護基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 希少野生動植物の保護に関する基本構想
  - 二 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
  - 三 特定希少野生動植物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項
  - 四 特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
  - 五 保護管理事業(特定希少野生動植物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の特定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。)に関する基本的な事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項
- 3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

## 第二章 個体の取扱いに関する規制

### 第一節 個体の所有者等の義務等

#### (個体の所有者等の義務)

第八条 特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、特定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

#### (助言又は指導)

第九条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

### 第二節 特定希少野生動植物の個体の捕獲及び譲受け等の禁止

#### (捕獲等の禁止)

第十条 何人も、特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第十二条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合
- 三 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(譲受け等の禁止)

第十一條 何人も、前条の規定に違反して捕獲等をされた特定希少野生動植物の個体を譲り受け、又は引き取ってはならない。

(捕獲等の許可)

第十二條 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
  - 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
  - 二 捕獲等によって特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 捕獲等をする者が適當な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適當な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十三條 知事は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定希少野生動植物の保護

のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

#### (報告及び検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項の許可を受けている者に対し、捕獲等の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、その捕獲等に係る個体の飼養若しくは栽培に係る土地若しくは施設に立ち入り、特定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三章 生息地等の保護に関する規制

#### 第一節 土地の所有者等の義務等

##### (土地の所有者等の義務)

第十五条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、特定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

##### (助言又は指導)

第十六条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

#### 第二節 生息地等保護区

##### (生息地等保護区)

第十七条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその特定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に

係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき又は指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息地等保護区に係る特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による告示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 11 生息地等保護区の区域内(次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内)において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

#### (管理地区)

- 第十八条 知事は、生息地等保護区の区域内で特定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。
- 2 知事は、管理地区に係る特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
  - 3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合に

において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

- 4 管理地区の区域内(第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第二十一条第一項及び第二十二条第一項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
  - 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 六 木竹を伐採すること。
  - 七 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。
  - 八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - 九 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。
  - 十一 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - 十二 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
  - 十三 火入れ又はたき火をすること。
  - 十四 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。
- 7 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限

度において、第四項の許可に条件を付することができる。

- 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。
  - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
  - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
  - 三 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 10 前項第一号に掲げる行為であって第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

#### (立入制限地区)

第十九条 知事は、管理地区の区域内で特定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第二十三条第二項において同じ。)の同意を得なければならない。
- 3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
  - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めて許可をした場合
- 5 第十七条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第十七条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第十九条第五項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるもの

とする。

(監視地区)

第二十条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第一項及び第二十二条第一項において「監視地区」という。)の区域内において第十八条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において届出に係る行為が第十七条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出した者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。
  - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
  - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
  - 三 第十七条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

(措置命令等)

第二十一条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第十八条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、第十八条第四項若しくは第十九条第四項の規定に違反した者、第十八条第七項(第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、特定希少野生動植物の保護

のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (報告及び検査等)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第十八条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、又はその行為が特定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (実地調査)

第二十三条 知事は、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

#### (損失の補償)

第二十四条 県は、第十八条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第二十条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

## 第四章 保護管理事業

### (保護管理事業計画)

第二十五条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき特定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、第一項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を公告し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護管理事業計画の変更について準用する。

### (保護管理事業の認定等)

第二十六条 県は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護管理事業を行うものとする。

- 2 国の機関及び他の地方公共団体は、その行う保護管理事業であつてその事業計画が前条第一項の保護管理事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。
- 3 国の機関及び地方公共団体以外の者は、その行う保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が前条第一項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第二十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

### (保護管理事業の実施等)

第二十七条 認定保護管理事業等(県の保護管理事業、前条第二項の確認を受けた保護管理事業及び同条第三項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下この条において同じ。)は、第二十五条第一項の保護管理事業計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第十条、第十八条第四項及び第十項、第十九条第四項、第二十条第一項並びに第三十九条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される給餌じ設備その他の保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。
- 4 知事は、前条第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(保護管理事業の廃止等)

第二十八条 第二十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第二十五条第一項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第二十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第二十六条第三項の認定を受けた保護管理事業が第二十五条第一項の保護管理事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護管理事業を行う者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

## 第五章 外来種等に関する施策

(外来種等に関する調査等)

第二十九条 県は、外来種その他の県内に人を介して移入された種(以下「外来種等」という。)で、希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息又は生育の状況、その個体の生息地又は生育地の状況、その個体が希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、及び希少野生動植物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来種等に関する情報の提供)

第三十条 県は、外来種等が希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす影響について県民の理解が促進されるよう、その情報の提供に努めるものとする。

## 第六章 推進体制の整備等

(調査研究体制の整備等)

第三十一条 県は、野生動植物に関する調査研究の体制を整備するとともに、野生動植物

に関する調査研究を推進し、及びその成果の普及に努めるものとする。

(野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実等)

第三十二条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が野生動植物に関する理解を深める活動が増進されるようするため、野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(団体等の自発的な活動の促進)

第三十三条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う希少野生動植物の保護に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第三十四条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第三十五条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を効果的に推進するため、国及び他の地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

## 第七章 県の工事等における配慮等

第三十六条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たっては、希少野生動植物の保護について配慮するものとする。

2 県は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「公的機関」という。)が土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たって希少野生動植物の保護について配慮することができるよう、必要に応じ適切な情報の提供に努めるものとする。

## 第八章 雜則

(特定希少野生動植物保護協定)

第三十七条 知事は、特定希少野生動植物を保護するために必要があると認めるときは、土地又は木竹の所有者その他の関係者と特定希少野生動植物を保護するための協定を締結することができる。

(財政上の措置)

第三十八条 県は、特定希少野生動植物の保護に資するため、土地の買取りその他の施策

に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公的機関に関する特例)

第三十九条 公的機関が行う事務又は事業については、第九条、第十条、第十六条、第十八条第四項及び第十項、第十九条第四項、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 2 公的機関は、第十条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第十八条第四項若しくは第十九条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- 3 公的機関は、第十八条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第二十条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第九章 罰則

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条、第十一条又は第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第十三条第一項又は第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項又は第十八条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第十九条第四項の規定に違反した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第五項において準用する第十八条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第二十条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の

届出をした者

- 三 第二十条第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十四条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第二十三条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定に基づく立入りを拒み、又は妨げた者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。